

平成20年11月28日、 新しい建築士制度が スタートします。

構造計算書偽装問題への対応として、平成18年臨時国会で成立した「建築士法等の一部を改正する法律」は同年12月20日に公布され、原則2年以内に施行することとされています。

平成20年
「改正建築士法」施行
平成18年「改正建築士法」公布
平成17年
構造計算書偽装問題発覚
昭和25年
「建築基準法」「建築士法」制定

「改正建築士法」の施行スケジュールについて

社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会のとりまとめを踏まえ、現在、政省令・告示策定の準備が進められています。概ね、以下のスケジュールを想定しています。

施行日

平成20年5月28日

登録講習機関について
登録申請などの
準備行為を開始

平成20年11月28日

「改正建築士法」施行

平成21年5月27日

構造設計一級建築士、
設備設計一級建築士の
関与の義務づけを開始

省令・告示で定められるもの

今後3つのグループに分割し、順次制定していきます。

第1弾 (5月28日までに公布)

【機関省令】

指定登録機関、登録講習機関、指定試験機関
について

【指定科目の告示、指定科目に関する同等認定
の告示】

第2弾 (6月中に公布予定)

【本体省令(その1)】

建築士試験の実務経験要件、定期講習の受講
期間、管理建築士講習の実務経験など

第3弾 (8月中に公布予定)

【本体省令(その2)】

建築士名簿の閲覧項目、重要事項説明の内容、
携帯免許証その他の様式など

なお、業務報酬基準(告示1206号)の見直しについては、実態調査の結果を踏まえ、告示改正案を作成し、秋ごろにはパブリックコメントを募集する予定です。

「改正建築士法」では、建築士の資質・能力の向上、建築士事務所業務の適正化を図り、構造計算書偽装問題により失われた建築物の安全性や建築士制度に対する国民の信頼を回復させることをねらいとしています。



新・建築士制度普及協議会 について

新・建築士制度普及協議会は、本年11月28日よりスタートする新しい建築士制度を円滑に施行するため、建築士制度に関係する団体が一丸となり、情報を共有するとともに相互に連携して、新しい建築士制度が建築士のみならず広く国民一般に浸透するよう周知活動等を行うために設立された協議会です。

構成団体

- (社) 日本建築士会連合会
- (社) 日本建築士事務所協会連合会
- (社) 日本建築家協会
- (社) 建築業協会
- (社) 日本建築学会
- (社) 日本建築構造技術者協会
- (社) 建築設備技術者協会
- (財) 建築技術教育普及センター
- (財) 建築行政情報センター

建築士制度見直しの概要につ

1 建築士の資質・能力の向上

定期講習の受講義務づけ

- 建築士事務所に所属する建築士に対し、3年ごとの定期講習の受講が義務づけられます。
- 定期講習は、1日間（6時間程度）となります。
- 5時間の講義の後、1時間の〇×式の修了考査が実施されます。

講習機関の登録制度の創設

- 定期講習、構造／設備設計一級建築士講習等は、国土交通大臣に登録を行った機関（登録講習機関）が行います。
- 法令に定める一定の条件を満たせば、講習機関として登録することが可能です。
- 改正建築士法の施行に先立ち、平成20年5月28日以降、準備行為として、登録講習機関の登録申請等が行えることとなっています。

学歴要件の見直し

- 建築士試験の受験資格について、「所定の学科卒業」という従来の要件から、「国土交通大臣が指定する建築に関する科目を修めて卒業」という要件に変更されます。
- この見直しは、平成21年度入学生から適用されることになります。法施行時にすでに所定の学科を卒業している方、法施行時に所定の学科に在学中の方については、経過措置として、従来の学歴要件が適用されます。
- 現在、受験資格を有する大学・短大・高専等の教育機関に対し、指定試験機関である（財）建築技術教育普及センターから別途詳細をお知らせしています。（参考：<http://www.jaeic.or.jp/>）

実務経験要件の見直し

- 建築士試験の受験資格である実務経験要件について、「建築に関する実務経験」という従来の幅広い要件から、「設計・工事監理、建築確認、一定の施工管理」等の、設計・工事監理に資する実務に限定されます。
- この見直しは、法施行後に行われる実務経験に関し適用されることになります。なお、法施行時までの実務経験は法施行後も実務経験期間としてカウントされ、法施行後の実務経験期間と合算することとなります。
- 大学院における教育については、建築設計（意匠設計、構造設計、設備設計等）に関するインターンシップを必須要件として、これと連携した演習・実習等の単位取得状況に応じて実務経験年数として算定することになる予定です。

専門能力を有する技術者の受験資格の見直し

- 4年以上の実務経験を有する建築設備士に、一級建築士試験の受験資格が付与されます。
- この見直しは、平成20年試験から適用されています。

一級建築士試験の見直し

- 学科試験に関し、現行の学科Ⅰ（計画）について、「計画」と「環境・設備」の2つの科目に分離し、合計5科目とします。具体的な科目及び科目ごとの設問数は、
①計画：20問、②環境・設備：20問、③法規：30問、④構造：30問、⑤施工25問とし、五枝択一方式を四枝択一方式に変更します。
- 設計製図試験に関し、現行の設計課題に加え、記述・図的表現などの手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行います。
- 平成21年試験から見直しを行います。
- 学科試験、設計製図試験の試験時間は、いずれも1時間程度延長されます。
- これらの見直しに伴い、受験手数料が見直されます。（15,100円→19,700円）

2 高度な専門能力を有する建築士による 構造設計及び設備設計の適正化

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士制度の創設

- 一級建築士として5年以上構造設計／設備設計に従事した後、講習（構造設計／設備設計や法適合確認に関する講義・修了考査）を修了した者を構造設計一級建築士、設備設計一級建築士とします。
- 平成21年5月27日以降に設計される、高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計／設備設計については、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の関与（設計または法適合確認）が義務づけられます。
- 構造設計一級建築士講習は3日間、設備設計一級建築士講習は4日間となります。それぞれの講習の最終日に、1日間の修了考査が実施されます。
- 構造計算適合性判定資格者や建築設備士等に関し、講習の一部免除等の措置が講じられます。
- 法施行前に実施される「みなし講習制度」を活用し、（財）建築技術教育普及センターが本年6月より、全国8都市で講習会を開催する予定です。（参考：<http://www.jaeic.or.jp/>）

※ 建築設備士の取り扱いについて

- ◎ 設備設計一級建築士制度の創設により、建築士法上の建築設備士の位置づけが変わるものではありません。むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の積極的活用が必要と考えられます。
- ◎ 改正建築士法の施行にあたっては、設備設計一級建築士制度や建築設備士の活用についての誤解が生じないよう、地方公共団体や関係団体に対し、改正内容の周知徹底を図る予定です。

一定の建築物について法適合チェックの義務づけ

- 高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計／設備設計に関し、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または法適合確認を行う）を義務づけます。
- 平成21年5月27日以降に構造設計／設備設計がなされた建築物から適用されます。
- 構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が関与していない場合、建築確認申請書は受理されません。また、工事着工も禁止されています。

※ 高度な専門能力を必要とする一定の建築物について

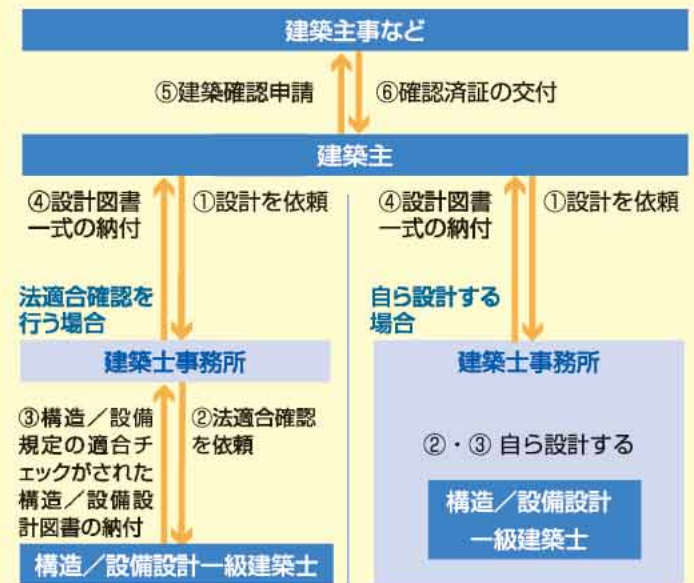
〈構造設計の場合〉

高度な構造計算（保有水平耐力計算、限界耐力計算等）が義務づけられる建築物（建築基準法第20条第1号、第2号に該当する建築物）：
鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上、木造高さ13m超または軒高9m超 等

〈設備設計の場合〉

：3階建て以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

高度な専門能力を必要とする一定の建築物における 法適合チェックのイメージ



(注) 以下は平成19年12月に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会でとりまとめられた方向性に沿って記述しています。今後、政令・省令・告示等を作成する過程で、内容が変更される可能性があります。また、制度の詳細は、今後、政令・省令・告示等の作成作業の進捗に伴い、順次、お知らせすることとしています。

3 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

管理建築士の要件強化

- 建築士事務所の管理建築士になるためには、建築士として3年間の実務経験を積んだ後、管理建築士講習の受講が必要となります。
- なお、法施行時点ですでに建築士事務所の管理建築士として登録されている方については、法施行後3年間は上記規定の適用がありません。したがって、この期間内に実務経験の要件を満たし、管理建築士講習を受講すればよいことになります。

管理建築士等による重要事項説明の義務づけ

- 管理建築士等の建築士に対し、設計・工事監理契約の締結時に、建築主に対し重要事項（作成する設計図書の種類、工事監理に際して工事と設計図書との照合方法等）について書面を交付して説明を行うことが義務づけられます。

建築物設計等の一括再委託の全面禁止

- 3階建て以上、かつ、1,000m²以上の共同住宅について、委託者が許諾しても、設計・工事監理の一括再委託（いわゆる丸投げ）が禁止されます。

名簿の閲覧、携帯用免許証の交付

- 建築士名簿の閲覧を行います。
- 一級建築士免許証を携帯可能なものに変更します。
- 建築士・建築士事務所などの登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設します。

新しい登録制度のイメージ

	登録実施主体	
	現行	改正後 (機関を指定した場合)
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関
二級建築士 木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関

4 団体による自律的な監督体制の確立

建築士事務所協会、 建築士事務所協会連合会の法定化

- 都道府県の建築士事務所協会、日本建築士事務所協会連合会を法律に明文化して位置づけます。

5 その他

業務報酬基準の見直し

- 設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準（告示1206号）の見直しを行います。

工事監理業務の充実

- 工事監理業務に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル（ガイドライン）を策定します。
- また、建築基準法の間接検査・完了検査の際に提出される工事監理の状況報告書の記載を充実させます。

構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応

平成17年に発覚した構造計算書偽装問題への検証では、建築行政、建築士制度、消費者保護という観点から、さまざまな課題が明らかになりました。そこで建築基準法等の一部改正（平成18年6月）と建築士法等の一部改正（平成18年12月）、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の制定（平成19年5月）が行われました。

構造計算書偽装問題で明らかになった課題

建築行政の課題

- ◆ 建築確認・検査の課題
- ◆ 指定確認検査機関の課題

建築士制度の課題

- ◆ 建築士の資質・能力の課題
 - 元請建築士の能力不足など
- ◆ 建築設計の専門分化の課題
 - 構造・設備設計の専門分化が進み、設計者の責任分担が不明確
- ◆ 建築士事務所の課題
 - 重層的な業務実施体制が常態化し、建築士事務所の業務適正化が必要
- ◆ 違法行為に対する罰則などの課題
 - 違法行為に対する罰則などが不十分

消費者保護の課題

- ◆ 瑕疵担保責任履行の実効性の課題

I 建築基準法等の一部改正 (第164回通常国会)

- ◆ 建築確認・検査の厳格化
- ◆ 指定確認検査機関の業務の適正化

- ◆ 建築士などの業務の適正化
 - 名義貸し、違反行為の指示などの禁止
 - 確認申請書などに設計を担当したすべての建築士の氏名などの記載を義務づけ
 - 建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名などを毎年知事に報告 など
- ◆ 罰則の強化など
 - 建築士などに対する罰則の大幅な強化
 - 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称などの公表 など

- ◆ 住宅の売主などの瑕疵担保責任の履行に関する情報開示

II 建築士法等の一部改正 (第165回臨時国会)

- ◆ 小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直し
 - ※一定の周知期間をおき、設計者等が内容に十分に習熟した後、施行予定。

- ◆ 建築士の資質・能力の向上
 - 建築士に対する定期講習の受講義務づけ など
 - ◆ 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化
 - 構造設計一級建築士による法適合子エック義務づけ など
 - ◆ 設計・工事監理業務の適正化など
 - 管理建築士要件強化、重要事項説明の義務づけ
 - 一定の建築物設計などについて一括再委託の全面禁止
 - 建築士名簿の閲覧 など
 - ◆ 団体による自律的な監督体制の確立
 - 建築士事務所協会などの法定化 など

III 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の制定 (第166回通常国会)

- ◆ 住宅の売主などの瑕疵担保責任の実効を確保するための資力確保措置の義務づけなど

●お問い合わせは、もよりの建築士会、建築士事務所協会または都道府県の建築士法担当部局をお願いします。

発行：財団法人 建築行政情報センター
 〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-15 神楽坂1丁目ビル4F
 Tel:03-5225-7705
<http://icba.or.jp/>

監修：国土交通省 住宅局建築指導課